

令和5年度第1回奈良県人権施策協議会 議事録要旨

1 開催日時

令和5年8月2日（水） 10:00～12:00

2 開催場所

奈良県人権センター 大研修室
奈良市大安寺1-23-1

3 出席者

委員：村上会長、阿古委員、和泉元委員、伊藤委員、佐々木委員、須藤委員、田崎委員、千原委員、辻本委員、北條委員、宝来委員、松岡委員、松田委員

事務局：舟木文化・教育・くらし創造部長、川上文化・教育・くらし創造部次長、田中人権施策課長、西村人権施策課主幹、辻人権・地域教育課長、竹田人権・地域教育課課長補佐、瀬尾教育振興課長、藤本青少年・社会活動推進課長、森田女性活躍推進課長、堀内こども家庭課長、安田地域福祉課長、森本障害福祉課長、市川疾病対策課課長補佐、吉村地域産業課長、間林地域産業課係長、上地地域産業課主査、糸谷雇用政策課課長補佐、西村外国人・人材活用推進室室長補佐、藤本住まいまちづくり課係長、中村建築安全推進課課長補佐、熊谷学ぶ力はぐくみ課長、岡田特別支援教育推進室長、新子健康・安全教育課長、湊教育研究所教育支援部長、上林警察本部特命参事官

4 議題

- (1) 令和4年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について
- (2) 令和5年度奈良県人権施策協議会部会の設置について
- (3) 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画について
- (4) その他

※配付資料

令和5年度第1回奈良県人権施策協議会 出席者名簿、配席図
奈良県人権施策協議会委員名簿
奈良県人権施策協議会規則

資料 1-1、1-2

令和 4 年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について

資料 2 令和 5 年度奈良県人権施策協議会部会の設置について（案）

資料 3 各課の主要事業実施状況報告書について

資料 4 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画
（2023（令和 5）年度版）

資料 5 奈良県人権施策協議会・専門部会の実施スケジュール（案）

参考資料 ・奈良県人権情報誌「かがやき・なら」№256

- ・「なら人権相談ネットワーク」相談窓口一覧リーフレット
- ・「奈良県人権施策に関する基本計画」本編、別冊資料編
- ・「人権に関する県民意識調査結果報告書」
- ・「奈良県犯罪被害者等支援計画」

5 議事内容

田中人権施策課長（司会）

- ・令和 5 年度第 1 回奈良県人権施策協議会を開催する。

舟木文化・教育・くらし創造部長 挨拶

田中人権施策課長

- ・資料確認。
- ・新任委員の紹介。

田中人権施策課長

- ・これ以降の議事進行については、村上会長にお願いする。

村上会長

- ・議題（1）「令和 4 年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について」、各部会長からご報告をお願いしたい。
- 続けて、議題（2）「令和 5 年度奈良県人権施策協議会部会の設置」について、事務局より説明する。

北條委員（部会長）

- ・「犯罪被害者等の人権」部会からの報告について、資料 1-1 により報告。

佐々木委員（部会長）

- ・「インターネットによる人権侵害」部会からの報告について、資料 1-2 により報告。

西村主幹

- ・令和5年度奈良県人権施策協議会部会の設置について、資料2により報告

村上会長

- ・ただいまの報告について、委員のみなさまからご質問・ご意見があればご発言をお願いします。

(意見無し)

村上会長

- ・意見がないようなので、議題(1)「令和4年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について」、資料のとおり、当協議会の意見として奈良県へ提言することとする。
- ・また、議題(2)「令和5年度奈良県人権施策協議会部会の設置」について、今年度も「犯罪被害者等の人権」部会及び「インターネットによる人権侵害」部会の、2つの部会を継続して設置することとする。なお、昨年度の部会設置の際に了承いただいたとおり、部会の継続は最長2年としており、両部会とも今年度までの設置とする。

村上会長

- ・続いて、議題(3)「奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画」について、事務局及び各課より説明をお願いします。

西村主幹

- ・資料3、4により概要説明、及び人権施策課の実施事業について報告

関係各課

- ・資料3により各課実施事業について報告。

村上会長

- ・ただいまの説明について、委員の皆様からご質問・ご意見があればご発言をお願いします。

松岡委員

- ・NARAハートの性暴力被害相談の充実について聞きたい。性暴力被害を受けた方がすぐに病院に行って検査をしてもらうことで加害者の特定につながるということがあると思うが、奈良県内の病院ではどこで行われているのか

明らかにされていないという話が部会であったと思う。どの病院に行けばいいかという情報はすごく重要だと思うが、それが公表されていないのはどうしてなのかお聞きしたい。

→ (県警本部)

- ・性犯罪の被害者については、捜査一課の支援担当が病院を紹介しているのが実情。病院については県内で数カ所ご協力をいただいている。詳しい場所が必要であれば確認して回答させていただく。

松岡委員

- ・NARAハートではすぐにはわからないのか。

→ (女性活躍推進課)

- ・NARAハートでは性暴力被害に遭われた方のご相談にのっている中で、医療機関の受診の必要がある方については、連携機関ということで、現在2医療機関と連携して対応している。

松岡委員

- ・被害に遭ったときにはすぐに医療機関を受診しないといけないと思うが、どの病院に行ってもすぐにできるのか、提携している病院に行く必要があるのか。もし提携している病院に行く必要があるならそれはどこなのか。被害者の方がわかっていないとすぐに行けないと思うが、その情報が被害者女性にわかるようになっているのか、あるいはNARAハートに行けばすぐにつないでくれるのか。

→ (女性活躍推進課)

- ・NARAハートに来ていただいた方は、必要に応じて確実につないでいる。また同行支援が必要な方については医療機関等に同行している。

松岡委員

- ・NARAハートに行けばすぐに医療機関に行けるが、被害に遭われた方がすぐに処置が必要というときに、そういう情報を知っているかいないかでずいぶん違うと思う。情報がオープンにされているか。本来はNARAハートに行かなくても女性が学校で包括的な性教育を受けて、性暴力を受けたときにどうしなければいけないか、どうすることによって加害者の特定につながるのかということも学校での性教育で教えられた方が女性の人権を守ることに

なると思うが、そういった情報がきちんと知らされているのか。どこの医療機関を受診してもかまわないのであればそれでいいかもしれないが、そうではなく性暴力に特化した形で対応してくれる病院が県内で決まったところなのであれば、どこに行けばいいのかということは知らされておく必要があると思う。

→ (女性活躍推進課)

- ・性教育の一環として受診できる医療機関を明らかにしておくべきというご意見ですので、関係課と協議をさせていただきたい。

村上会長

- ・関係課と協議の上で改めて報告いただきたい。

佐々木委員

- ・インターネット差別書込対策事業においては「差別書込に対し削除要請を行って、実際の削除に結びつく事例は少ない」となっているが、インターネット上の違法・有害情報の排除総合対策の推進においては、事業成果として「違法情報・有害情報として、削除依頼を行った情報について殆ど削除されていることが確認できている」となっている。もちろん対象情報の質の違いもあるとは思いますが、どのように重なっているのか、どのように使い分けたいのか、教えてほしい。

→ (県警本部)

- ・警察ではサイバー対策が中心となるが、サイバーパトロールを日夜行っている。このなかで有害情報を見つけたら、基本的にはプロバイダへ情報提供し、そちらで対処していただく形をとっている。ただ中にはプロバイダが外国の場合などもあり、情報提供しても削除してもらえない場合もある。国で対策してもらわなければならないことで、警察庁でサイバー対策室を立ち上げて対策することも必要となっている。

→ (人権施策課)

- ・委員もお述べのとおり、削除要請の対象となる情報の質に違いがあるのだろうと思う。インターネット差別書込対策事業の対象は、市町村や各種団体が連携して啓発連協で行っているインターネットステーション活動において発見したもので、主に部落差別に関係する情報であるが、削除要請をしても削除に至

らないケースが多い。おそらくは個別のプライバシー侵害に関わっているかどうかというところが削除されるかどうかの分岐点になっているのではないかと思う。

佐々木委員

- ・できるだけ速やかに削除要請をして削除してもらえる仕組みづくりという観点で言えば、例えば名誉毀損ということであっても削除要請が可能なので、その辺をはっきりさせて、速やかに削除につなげられるような仕組みづくりを検討して取り組んでいただければと思う。

田崎委員

- ・3点お願いしたい。
- ・1点目は、児童虐待防止推進事業のところでは「オレンジリボン」の言葉が出ていたが、エイズ対策事業のところでは「レッドリボン」が出ていなかったのも、啓発の際に使われることも検討していただけたらと思う。
- ・2点目は、特別支援教育コーディネーター養成事業のところでは、私も相談支援専門員として話をよく聞くが、保護者、家族の方が意外と特別支援教育コーディネーターのことを知らない。特別支援教育コーディネーターに相談してみたら話をすると、誰ですか、どこにいるんですか、何を相談したらいいんですかと返ってきて、周知されていないんだなということがあるので、課題として検討していただきたい。

また連携という点では、特に中学校のコーディネーターのスキルアップが急務だということを感じている。新しい高校ができてはいるのに、高校の情報を知らない。お母さん方が個別で調べたり、放課後等デイサービス等の福祉の方で情報を得る。学校の先生方にその情報を伝えると、そんなところがあるんですねと言われましたという例も聞く。多様な進路の情報ということで、先生方のスキルアップのところに加えていただきたい。

- ・3点目、部会の審議継続ということになったので、その中で継続して行けたらと思っている。報告のところでは私がLGBT法案という言葉を使ってしまったが、実際は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」という名前で施行されているので、この中にはLGBTも性的マイノリティも実は出てこない。実際はSOGIというところをどう理解するかというのがすごく大事な観点になっている法律かと理解している。そういったところも含め可視化していくということで、例えば女性相談事業のところだと、女性でなく性自認の女性も含むという形でご報告いただきたい

たが、どう可視化していくかというところが大事。いじめにしても、外国人、障害者、男性、女性、犯罪被害者、避難者すべてにおいて性的マイノリティが関係している。それぞれの施策の中でどう可視化していくかがすごく大事ということを改めて感じている。県営住宅への同性パートナーの入居についても、これから検討するのかすでに含んでいただいているのか、あるいは宅地建物取引業者に対する人権啓発であれば、「賃貸の申込みの際に、同和地区出身者、高齢者、障害者、外国人であることを理由に、家主の入居差別をしないよう啓発リーフレットを配布」とあるが、性的マイノリティも差別されないとっておられるのか。同性パートナーの方が入居できなかったという事例もあるが、そういったところをどう考えるかも検討していただきたい。もう一つ例を出せば、企業内の啓発で、先日もニュースになったが、アウトィングされた方が労災認定されている。企業内での人権といった視点も考えながら、カミングアウト、アウトィングをどう受け止めていくのか、そういったところも企業研修では大事なのかなと思ったので、お伝えさせていただく。

村上会長

- ・それぞれ担当課で意見があれば発言いただきたい。

→（疾病対策課）

- ・今後「レッドリボン」といった言葉も含め、分かりやすい啓発となるよう検討する。

→（特別支援教育推進室）

- ・特別支援教育は担任一人が取り組むものではなく、特別支援教育コーディネーターがキーパーソンとなって、学校全体で支援に取り組む必要があると考えている。校長のリーダーシップのもと、特別支援教育に取り組んでいきたいと考えている。現在すべての学校に特別支援教育コーディネーターが指名されているので、保護者、ご家族、関係機関への周知方法については、今後検討してまいりたい。中学校では、主に進路指導において進学先を選択されていくと思うが、ここにどのように特別支援教育を絡めていくかが課題だと考える。今年度の特別支援教育コーディネーター連絡会では、中学校から高等学校への支援の引継ぎについて、どうすれば切れ目なくスムーズに支援を行うことができるか検討しているところ。あわせて、進路指導についても考えてまいりたい。

→（建築安全推進課）

- ・現在宅建業者に配布しているリーフレットには、「外国人、高齢者、障害者等」と記載している。性的マイノリティについて追加することを検討したい。

村上会長

- ・最後に、議題（４）その他について。何か、人権施策全体について、ご意見等ございますか。

（意見無し）

村上会長

- ・本日、各委員からいただいたご意見等につきましては、今後の人権施策の推進にいかしていただきたいと思う。
- ・それでは事務局にお返しする。

田中人権施策課長

- ・村上会長、議事進行、誠にありがとうございました。
- ・今後の部会等の進め方については、資料5により進めてまいりたい。
- ・それでは閉会にあたり、舟木文化・教育・くらし創造部長よりご挨拶申し上げます。

舟木文化・教育・くらし創造部長 挨拶

田中人権施策課長

- ・本日の協議会はこれで終了する。